



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.173
8月号

栃木県・宇都宮市との意見交換会を開催しました

8月4日（火）、栃木県庁北別館において、栃木県及び宇都宮市の廃棄物行政担当者と当協会理事による意見交換会を開催しました。

栃木県から松本資源循環推進課長ほか8名、宇都宮市から戸井田廃棄物政策課長ほか4名、当協会から10名が参加し、協会員アンケートに基づく意見・要望事項について意見交換を行いました。栃木県及び宇都宮市からの回答は、次のとおりです。



【挨拶する神山副会長】



【会場風景】

*当協会からの意見・要望事項

【1】産業廃棄物の運搬車における携行品（許可証の写し）について

産業廃棄物の収集運搬時には、マニフェスト（電子マニフェストを含む）及び許可証の写しの携行が義務付けられています。マニフェストの携行については必要性を理解しておりますが、許可証の写しについては、現在ではインターネット等により許可情報を容易に確認できることから、その必要性に疑問を感じています。また、保有車両が多い事業者にとっては、許可更新の都度、許可証の写しを差し替える必要があり、管理上の負担も生じています。

許可証の写しの携行義務について、現在も必要とされる理由や、デジタル化を踏まえた見直しの可能性についてお聞かせください。

【栃木県回答】

廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イの規定により産業廃棄物の収集運搬車にはマニフェスト及び許可証の写しの備え付けを義務づけております。

また、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第3条に基づく別表第1により廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イが含まれておりますので、書面に代えて電磁的な記録による備え付けも可能となっております。

ただし、立入検査時に機器の不具合等により電磁的な記録の提示ができない場合は、行政指導等の対象となることがありますので、収集運搬業の許可の有無を速やかに確認できる体制の確保をお願いします。

【宇都宮市回答】

許可証の写しの携行につきましては、廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イにより義務づけられており、本市としましては、これにより不適正処理や無許可運搬などの違反行為の抑止を図っております。

なお、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第3条に基づく別表第1により廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イが含まれておりますので、書面に代えて電磁的な記録による備え付けも可能となっておりますが、こうした電磁的記録による備え付けの運用に関しましては、国や他自治体の動向を注視してまいります。

【2】産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業に係る変更届（車両の変更）のオンライン対応について

産業廃棄物収集運搬業においては、収集運搬車両の入替えが比較的頻繁に発生しますが、変更届の提出期限は10日以内とされています。車両変更の発生頻度や提出期限を踏まえると、オンラインで届出ができる仕組みが整備されれば、事業者の負担軽減と事務手続の効率化につながるものと考えます。つきましては、変更届のオンライン化についてご検討いただきますようお願いいたします。

【栃木県回答】

廃棄物処理法に基づく各種申請等の手続きについては、添付書類に証明書等の原本が必要なことからオンラインではなく、郵送等による書類の提出をお願いしています。収集運搬車両の入替えに係る変更届のオンライン化については、現在、国において、申請・届出手続のオンライン化を含む共通システムの構築が検討されているところであり、その動向を注視しながら対応を検討してまいります。

【宇都宮市回答】

廃棄物処理法に基づく各種申請等の手続きにつきましては、添付書類に証明書等の原本が必要な場合がありますことから、紙による書類の提出をお願いしているところです。

収集運搬業に係る車両の変更届のオンライン化につきましては、事業者の負担軽減と事務手続きの効率化が図られるよう、「宇都宮市電子申請共通システム」を活用した申請のオンライン化を検討しているところであります。

【3】電子マニフェストの普及促進について

マニフェストについては、事務負担の軽減、記載ミスの防止、業務の効率化及び適正処理の推進を図る観点から、電子マニフェストの更なる普及促進が必要である。電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者及び行政の業務効率化にも資することから、その利用促進に向け、行政による積極的な周知啓発を進めていただきたい。

【栃木県回答】

電子マニフェストによる産業廃棄物の管理は、法令遵守の徹底や事務負担の軽減等に資するものと認識しています。引き続き、県ホームページや関係機関と連携した情報提供等により、電子マニフェスト制度の更なる普及促進に努めてまいります。

【宇都宮市回答】

電子マニフェストの普及促進につきましては、本市ホームページにおいて、事務作業の効率化や法令遵守、データの透明性など電子マニフェストのメリットについて掲載するとともに、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の電子マニフェスト導入実務研修会を案内しているところです。

引き続き、申請等で窓口へ来課された際などの機会を捉えた周知啓発を行ってまいります。

【４】有価物の運搬と廃棄物収集運搬の区分について

資源物を引き取る際、資源物の買取代金よりも運搬費（燃料費や人件費等）が上回る場合があります。このような場合、行政としてはどのような基準で「有価物の運搬」と「廃棄物の収集運搬」を区分しているのでしょうか。また、総合判断説を踏まえた判断の考え方についてご教示ください。

【栃木県回答】

廃棄物に該当するか否かについては、当該物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等の諸事情を総合的に勘案して判断するものとされています。

したがって、運搬費等の要素のみをもって廃棄物該当性を判断することは困難であり、事案ごとに、排出時点の状況や取引価値の有無等の客観的状況から判断することとなります。個別案件に係る判断については、所管の環境森林（管理）事務所へ御相談くださいますようお願いいたします。

【宇都宮市回答】

環境省の通知に基づく、いわゆる「廃棄物該当性の判断」につきましては、「物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思」などを踏まえ、事業者の見解や、実際の運用方法などを基に、運搬費等だけでなく、総合的に判断を行っております。

個別具体的な事案につきましては、本市廃棄物政策課へ御相談くださいますようお願いいたします。

【５】産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（搬入時間）について

中間処理施設等への産業廃棄物の搬入時間については、県の維持管理基準において「原則として午前８時から午後５時までとすること」とされています。

しかしながら、焼却施設や規模の大きなリサイクル施設などでは、午後５時以降もしくは24時間体制で稼働していることも珍しくなく、こうした施設への産業廃棄物の搬入時間については延長を認めていただきたい。

【栃木県回答】

中間処理施設等への産業廃棄物の搬入時間については、施設周辺の生活環境への影響や、早朝・夜間における不適正処理の防止の観点から、県指導要綱において「原則として午前８時から午後５時まで」としています。

ご要望の内容については、施設の稼働実態や管理体制、周辺環境への影響等を踏まえる必要があることから、今後の課題として研究してまいります。

【宇都宮市回答】

中間処理施設等における産業廃棄物の搬入時間につきましては、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図る観点から、「宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱」第３２条に定める「宇都宮市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」において、県の基準と同様に「原則午前８時から午後５時」としております。

搬入時間の延長につきましては、近隣住民を含む周辺環境への影響や、施設の処理能力等を踏まえる必要がありますことから、他自治体の動向を注視してまいります。

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈式が開催されました。

7月8日（水）、栃木県庁特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした「日光杉並木街道保護基金」への寄附に対する感謝状贈呈式が開催されました。当協会からは山本副会長と若月理事が出席し、福田知事から感謝状をいただきました。

当協会は、基金設置の趣旨に賛同し、平成22（2010）年度から今年度まで17年連続で、毎年10万円の寄附を行っています。



【左から若月理事、山本副会長、福田知事、野中常務理事】

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催しました。

7月30日（木）、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、18名が参加しました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、産業廃棄物処理に携わる排出事業者や処理事業者等の従業員を主な対象に、廃棄物を適正に処理するための基礎知識を備えた人材を評価する「産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）」を実施しています。これに合わせ、当協会では、野中常務理事兼事務局長と中指事務局次長が講師を務め、検定合格を目指した試験対策研修会を開催しました。



【野中常務理事兼事務局長】



【中指事務局次長】



【会場風景】

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界へ反社会的勢力の参入を阻止するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年9月24日（木）13：30～16：00
2. 場所 栃木県総合文化センター 第1会議室 宇都宮市本町1－8 TEL028-643-1000
3. 内容 ①反社会的勢力の現状と対策について（仮）
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について（仮）
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員
4. 定員 50名
5. 受講料 無料

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第11回



産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎



産業廃棄物処理法検定のマスコット
「てき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第2版(発行:令和8年4月)の内容を理解しているかを問います。
2026年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に 合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和8年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第11回 令和8年9月9日(水)～9月30日(水)

申込期間: 令和8年8月6日(木)～8月26日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2026.03



産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和 8 年度 開催案内！

【学習期間(約 1 ヶ月間)】 次の 2 つから選択

第 1 期: 9 月 3 日 ~ 28 日
(申込期間: 8 月 1 日 ~ 20 日)

第 2 期: 10 月 3 日 ~ 28 日
(申込期間: 9 月 1 日 ~ 17 日)

【受講料】

1 名 1 コース: 4,400 円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】

業態に合わせ 3 コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>



全産連 研修会・セミナー

検索



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4 階

現場業務 eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9 時～17 時

●定休日/土日・祝日

2026.03

募 集



産業廃棄物処理助成事業

～令和9年度助成事業募集のご案内～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、脱炭素化技術を含む既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環促進法及び資源有効利用促進法により認定された研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

みなさまの積極的なご応募をお待ちしております。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、令和9年4月から1年以内とします。事業の種類によっては、令和11年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、2年継続して助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。ただし、予算の範囲内での執行になりますので、助成額は申請額を下回る場合があります。

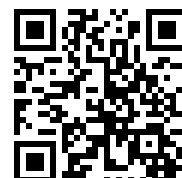
応募資格や対象となる事業の詳細は当財団ホームページをご参照ください。

【応募手続き】

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>



(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に送付して下さい。（メール、郵送どちらでも可）

(3) 応募締切日

令和8年9月30日（水）必着

※ 応募をご検討の際は事前相談を必ずお願いいたします。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務部（担当：馬飼野、武田）

TEL：03-4355-0155 E-mail：josei@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

BUNさんと

各種リサイクル法

に挑戦しよう



5月号からは各種リサイクル法を題材としていますが、先月は新しい法律である再資源高度化法の問題を掲載しています。

では、前回の宿題を確認していきましょう。

宿題Q 再資源高度化法における「再資源化工程の高度化事業計画」（類型 3）の認定を受けた場合の、廃棄物処理施設に関する廃棄物処理法上の取扱いとして正しいものはどれか。

1. 認定を受けた者は、認定を受けた設備の導入について、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設の変更許可を受けたものとみなされる。
2. 認定を受けた者は、新たに設置するすべての廃棄物処理施設について、廃棄物処理法の設置許可が一切不要となる。
3. 認定を受けた者は、再資源化工程の高度化に用いる設備についても、必ず別途廃棄物処理法上の変更許可を受けなければならない。
4. 認定を受けた者は、廃棄物処理施設の設置許可の特例は受けられないが、処分業許可は不要となる。
5. 認定を受けた者は、廃棄物処理施設の設置許可および処分業許可が双方とも不要となる。

【解説】

類型3は、既存の廃棄物処理施設における再資源化工程を高度化するための設備導入を対象とし、認定を受けた設備については、廃棄物処理法における施設変更許可を「受けたものとみなす」という特例が設けられています。この「みなし許可」によって、「高度化を図るための設備導入について、別途の変更許可手続を簡素化できる。ただし、認定を受けた計画と設備の範囲に限られる」と整理できます。

各選択肢については次のとおりです。

1. 設問のとおり。正しい。
2. すべての施設に一律で許可不要とする制度ではなく、「認定を受けた設備の導入」に限定されるため誤り。
3. みなし許可の特例がある。「必ず別途許可」とするのは誤り。
4. 類型3は主として施設変更許可に関する特例。
5. 施設許可も処分業許可も一切不要という制度では無い。

正解 1

先月、先々月と再資源高度化法で規定する「廃棄物処理法許可不要制度」について見てきました。ここで、類型1. 2. 3. を整理しておきましょう。

～各種リサイクル法問題～

類型	主な対象	主な特例
高度再資源化事業	排出から再生材供給まで一連	収集運搬・処分業などの許可不要
高度分離・回収	指定廃棄物（大臣告示、現在は3品目）の中間処理	対象廃棄物の中間処理許可不要
工程の高度化	既存処理施設の高度化設備	処理施設変更許可不要

いずれも「認定計画に従って行う範囲」に限定。

再資源高度化法は新しい法律なので、まだ馴染みが無い方も多かったかと思います。

さて、廃棄物処理法からの出題はネタ切れとして、5月号からは各種リサイクル法をテーマにしてきたのですが、6月19日に改正廃棄物処理法が官報に登載されました。

廃棄物処理業界としても注目されていると思いますので、これから数回は改正廃棄物処理法から出題してみようと思います。

なお、法律は成立しましたが政省令はまだ出ていませんので、ある程度、「法律条文から推察される事項」と環境省発表情報に基づく内容を含みます。

では、小手調べに。

改正廃棄物処理法の「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」（この文言が長くて度々登場することから、BUNさんは「要適金プラ」と呼んでいます。以下「要適金プラ」と略記します）関連条文を取り上げます。

まずは、要適金プラ保管業の対象行為と許可の考え方から見ていきましょう。

- Q 1 要適金プラ保管業の許可が必要となる行為に関する記述として、正しいものに○、誤っているものに×を付けてください。**
1. 要適金プラを、他人から受託せず、自らの事業で生じたものについてだけを自社保管するだけでも、必ず許可が必要である。
 2. 要適金プラの保管を「業として」行う場合には、原則として都道府県知事の許可が必要となる。
 3. 要適金プラを無償で預かる場合は、「業」に当たらないため、どのような場合でも許可は不要である。
 4. 通過保管であっても、「業として」反復継続して行えば、要適金プラ保管業の許可が必要となり得る。
 5. 正規の産業廃棄物処理業の許可業者はじめ、政令で定める一定の者は、別途の許可制度等により同等の適正が確保されていることから、要適金プラ保管業の許可を受けずに保管を行うことができる。

【解説】

第二十四条の七第一項は、要適金プラの保管（譲渡のためのものに限る。）を「業として」行おうとする者に、都道府県知事の許可を義務付けています。

ここでのポイントは、「業として」と「譲渡のための保管」です。継続・反復性や営利性を備えた事業として行う保管を念頭に置いており、

～各種リサイクル法問題～

- ・ 自社で生じた要適金プラを自社で保管するだけの自社保管は、通常は許可対象とはならない
- ・ 無償であっても、反復継続して他人から要適金プラを預かり、譲渡のためのストックとする行為は、「業」と評価され得る

という整理になります。

また、第二十四条の十二では、産業廃棄物処分業者など、既に廃棄物処理法上の許可を受け、同等の適正が担保されている主体について、要適金プラ保管業の許可を重ねて求めない特例が規定されています。

正解 1. ×、2. ○、3. ×、4. ○、5. ○

今月の宿題も「要適金プラ」許可からです。

宿題Q 要適金プラ保管業の許可基準に関する説明として、最も適切なものはどれか。

1. 申請者の人員・施設・経理的基礎などは問われず、届け出さえすれば自動的に許可される。
2. 産業廃棄物処分業の許可基準と同じように、施設・技術・経理的基礎などについて一定の基準が定められる。
3. 火災の危険性のみが判断基準であり、水質汚濁や有害物質漏えいのリスクは考慮されない。
4. 保管面積のみを基準とし、取扱量や保管方法は問わない。
5. 許可基準は都道府県ごとに完全に自由に定めることができ、国による統一的な枠組みは存在しない。



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○太陽電池リサイクル法の成立

2026 年 5 月 26 日、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律が成立しました。

2030 年代後半以降に大量の太陽光パネル廃棄物が排出されることが予想されています。そこで、最終処分場の残余量逼迫を回避し、適切なリサイクルを進めるために、新たなリサイクル法が制定されました。この法律により、多量事業用太陽電池廃棄者は、事前に多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に提出する義務が課されます。廃棄物の排出前の段階で規制をかけることにより、適正処理を担保する手法は新たなものと言えるでしょう。技術の進歩と処理コストの合理化が課題です。

<https://www.meti.go.jp/files/900018802.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 7 月 27 日掲載)

○古物営業法と金属盗対策法との関係

従来の古物営業法では中古の金属製品や電線の売買には古物営業法の許可が必要でした。同様の取引について、新たな金属盗対策法の許可も必要になるのでしょうか。

この点について、警視庁が作成している古物営業法等の解釈運用基準について（通達）（令和 8 年 5 月 14 日）の 27 頁では、以下のように記載されています。

「主として特定金属により構成されている物品について、その本来の用法に従って使用することができるものは古物、使用できないものは特定金属くずに該当することになる。」

要するに、中古品として流通するものは古物、資源として流通するものは特定金属くずに該当することになります。しかし、区別が難しい場合もあるので、両方の法律を考慮する必要があると思います。

2026 年 5 月 14 日古物営業法の解釈運用基準について（通達）

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 7 月 21 日掲載)

○金属盗対策法全面施行

2026 年 6 月 1 日、金属盗対策法が全面施行されました。銅線（太陽光ケーブル等）の盗難が続いていることへの対策です。

金属、特に銅の価格が上昇しており、盗難が相次いで起きています。そこで、主として銅からなる金属くずを買い受ける場合には、届出や相手方の本人確認をすることが義務付けられました。

環境省は令和 8 年 6 月 1 日付けで事務連絡を発出し、自治体の職員に対し、立入検査等の際に盗品の疑いがあると知りつつ買い受ける業者がいる場合には、県警と連携のうえ対応するよう依頼しています。

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/specified_scrap/notice.files/leaflet.pdf

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/specified_scrap/notice.files/oshirase.pdf

<https://www.akita-sanpai.or.jp/library/553712d549879f17350001bf/6a1fde5f9e5b98530b5966e5.pdf>

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/20260514kinzokutoutaisakukaishaku.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 8 年 7 月 13 日掲載)

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



悪天候時は高さ 2 m 以上などでの作業は禁止
～強風、大雨、大雪等で作業の実施に危険が予想されるとき～

今年 6 月、台風 6 号の影響により、栃木県内は荒れた天候になりました。

下記は、6 月 3 日の宇都宮の「1 時間ごと」及び「10 分ごと」の気象データです。



宇都宮（栃木県） 2026年6月3日 （1 時

時	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)
	現地	海面		
1	994.8	1011.2	0.5	17.7
2	993.7	1010.1	1.0	17.2
3	993.2	1009.6	2.5	17.3
4	992.6	1009.0	7.5	17.1
5	991.7	1008.1	5.0	17.1
6	990.5	1006.9	7.5	17.0
7	989.0	1005.4	7.5	16.9
8	987.3	1003.6	14.0	16.7
9	985.4	1001.7	15.0	16.8
10	984.7	1001.0	16.5	17.1
11	982.5	998.7	13.5	17.4
12	980.4	996.5	9.0	17.9
13	977.9	994.0	3.5	18.0

宇都宮（栃木県） 2026年6月3日（10分ごとの値）

時分	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向・風速(m/s)				日照 時間 (分)
	現地	海面				平均	風向	最大瞬間	風向	
12:00	980.4	996.5	0.5	17.9	98	11.0	北北東	16.2	北北東	0
12:10	980.2	996.3	0.5	17.9	98	10.6	北北東	17.3	北北東	0
12:20	979.8	995.9	0.0	18.0	97	12.1	北北東	17.7	北北東	0
12:30	979.0	995.1	0.5	18.0	97	13.2	北北東	18.9	北	0
12:40	978.8	994.9	1.0	18.0	96	13.3	北北東	21.6	北北東	0
12:50	978.4	994.5	1.0	18.0	96	13.2	北北東	19.2	北北東	0
13:00	977.9	994.0	0.5	18.0	96	13.1	北北東	19.8	北北東	0
13:10	977.2	993.3	0.5	18.0	96	13.5	北北東	19.8	北北東	0
13:20	976.6	992.7	0.0	17.9	96	13.1	北北東	20.7	北北東	0
13:30	976.2	992.3	0.5	17.8	96	12.1	北北東	19.6	北北東	0
13:40	977.3	993.4	0.0	17.8	95	11.8	北北東	18.6	北北東	0
13:50	977.9	994.0	0.0	17.7	94	11.8	北北西	18.8	北北西	0

～ワンポイント安全衛生～

安全衛生では作業中止を判断する悪天候は次のように通達されています。クイズ形式にしますので、() 内に適切な数字を入れてみてください。解答は文末に掲載されています。

- ・強風とは、(①) 分間の平均風速が毎秒 (②) m以上の風
- ・大雨とは、1回の降雨量が (③) mm以上の降雨
- ・1回の降雨量^(注1、注2)が (④) cm以上の降雪



- ・当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む。(通達：基発第309号、昭和46年4月15日)

(注1) Q「雪は降水量としても観測されていますか？」A「雪が降った場合は、雪を雨量計で溶かして降水量として観測しています。」(気象庁「知識・解説」)

(注2) 降雪量 (cm) = 降水量 (mm) × 雪水比 (cm/mm)

湿った雪で雪水比は通常「0.5～1.0」程度

(気象庁「雪に関する予報と気象情報について雪に関する予報と気象情報」)

法令は、次のように定められています。

○労働安全衛生規則

第522条(悪天候時の作業禁止)

事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、**強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。**

産業廃棄物処理業では、悪天候により、作業中止の判断をする場面が出てきます。収集運搬や処理施設のいずれにおいても、適切に判断して、従業員に危険が及ばないようにしてください。

毎年10月までは、台風の季節です。特に強風や大雨について、気象注意報や気象警報を参考に判断してください。



【クイズの解答】

①10 ②10 ③50 ④25

宇都宮(栃木県) 2026年6月3日 (10分ごとの値)

時分	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風速(m/s)		
	現地	海面				平均	風向	最大瞬間
12:00	980.4	996.5	0.5	17.9	98	11.0	北北東	16.2
12:10	980.2	996.3	0.5	17.9	98	10.6	北北東	17.3
12:20	979.8	995.9	0.0	18.0	97	12.1	北北東	17.7
12:30	979.0	995.1	0.5	18.0	97	13.2	北北東	18.9
12:40	978.8	994.9	1.0	18.0	96	13.3	北北東	21.6
12:50	978.4	994.5	1.0	18.0	96	13.2	北北東	19.2
13:00	977.9	994.0	0.5	18.0	96	13.1	北北東	19.8

宇都宮(栃木県) 2026年6月3日 (1時間)

時	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)
	現地	海面		
1	994.8	1011.2	0.5	17.7
2	993.7	1010.1	1.0	17.2
3	993.2	1009.6	2.5	17.3
4	992.6	1009.0	7.5	17.1
5	991.7	1008.1	5.0	17.1
6	990.5	1006.9	7.5	17.0
7	989.0	1005.4	7.5	16.9
8	987.3	1003.6	14.0	16.7
9	985.4	1001.7	15.0	16.8
10	984.7	1001.0	16.5	17.1

ここまでの
1回の降雨量
☞60.5mm

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

令和8(2026)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度



**募集
します**



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■募集期間

令和8(2026)年7月29日(水)～10月7日(水)



■申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

■申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2丁目 2828-4	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3丁目1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
- 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
- 認定要件に該当する製品であることを証する書類
- 会社案内、パンフレット など

※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステーブラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
（令和8（2026）年度に認定する製品は、令和14（2032）年3月31日まで）

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- ・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- ・その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課（TEL028-623-3228）まで



中小企業（個人事業主を含む）の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

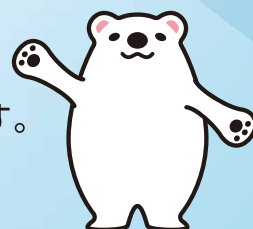
申請受付中（令和9年3月31日まで）

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は裏面へ！



【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL：0120-427442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時（祝日年末年始を除く。）

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認下さい。

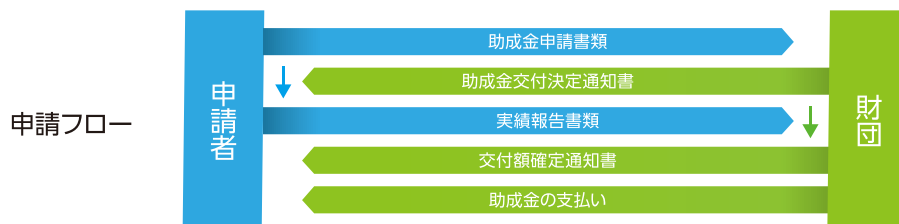
ご注意！

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず『助成金交付申請の手引き』をご参照ください！ URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）



助成対象者

1. 中小企業者 ※1

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

1)表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）または自治体が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）

2)みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと

3)貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※2がないこと

- ・1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。
- ・2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種※3	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数※4
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会（農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

- ・常時使用する従業員の数※4 が 100 人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人※5。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象となります。

3. 個人

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

栃木県内のまつり・イベント情報（8月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
8月7日(金) ■イベント17:20～19:00 ■和楽踊り19:00～21:00 ■和楽の里抽選会21:00	日光和楽踊り	日光市	古河電気工業(株)日光事業所(日光市清滝500)	古河電気工業(株)日光事業所総務課	0288-54-0501
8月7日(金)～8日(土)15:00～21:00	第43回大田原与一まつり	大田原市	白河信用金庫前交差点～山二商店前交差点～金燈籠交差点(市道大田原野崎線(中央多目的公園含む)、中央通り)	与一まつり実行委員会(大田原市商工観光課内)	0287-23-3145
8月7日(金)夜の探検会18:30～ 8月22日(土)昼の探検会10:00～	真夏の昆虫探検会	市貝町	伊許山キャンプ場(芳賀郡市貝町市塙4763-1)	市貝町産業振興課	0285-68-1118
8月8日(土)・15日(土)・22日(土)19:30～21:00	戦場ヶ原ナイトハイキング	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月8日(土)・9日(日)・15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日) 午前の部:9:30～11:00 午後の部:13:00～14:30	戦場ヶ原 夏のガイドウォーク	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月8日(土)・14日(金)・15日(土)・22日(土)・29日(土)20:45～(約8分予定)※天候の急激な変化がある場合(荒天・強風等)は、急遽中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。	鬼怒川温泉 百華繚乱花火～鬼怒川焰火(きぬがわえんか)～	日光市	打上場所:鬼怒橋岩大吊橋(日光市鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
8月8日(土)11:00～	温泉寺薬師堂法楽 採灯大護摩供	日光市	日光山温泉寺(日光市湯元2559)	日光山中禅寺立木観音	0288-55-0013
8月8日(土)18:00～21:30 ※雨天決行(荒天中止)	益子夜市2026	益子町	益子町城内坂	益子夜市公式Instagram 益子夜市公式Facebook	https://www.instagram.com/mashikoyoichi/ https://www.facebook.com/mashikoyoichi/
8月8日(土)18:30～20:15[予定]※雨天決行、荒天時は8月9日(日)に順延。8月9日(日)も荒天の場合は中止。	2026うつのみや花火大会	宇都宮市	宇都宮市道場宿緑地(鬼怒川河川敷)(宇都宮市道場宿町)	NPO法人うつのみや百年花火 ※花火大会当日の問い合わせは、電話のみの対応とさせていただきます。	028-600-3980
8月8日(土)19:00～20:00[予定]※荒天の場合は8月9日(日)に順延	第4回日光花火大会	日光市	日光だいや川公園(観覧場所)(日光市瀬川844)	日光花火大会実行委員会(日光商工会議所内)	0288-30-1171
8月8日(土)～8月11日(火・祝)	ひまわり祭り	益子町	益子町上山地区(道の駅ましこ北側)	ましこ花のまちづくり実行委員会(益子町観光商工課内)	0285-72-8846
8月9日(日)[予定]午前の部:11:00～12:00 午後の部:14:00～15:00	日光田母沢御用邸記念公園「フレッシュ青春(あおはる)コンサートⅢ」	日光市	日光田母沢御用邸記念公園(日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所	0288-53-6767
8月10日(月)■屋台・キッチンカー・子ども広場:15:00～21:00 ■歩行者天国:17:30～21:00 ■塩原音頭:18:00～18:50 ■ステージイベント:19:00～ ■花火打上:20:00～20:30 ※通行規制:17:00～21:30	塩原温泉宿花火2026	那須塩原市	塩原温泉街周辺(箒川河畔) 歩行者天国(塩原もの語り館～塩原温泉交流広場)	塩原温泉宿花火実行委員会(塩原温泉観光協会)	0287-32-4000
8月11日(火・祝) ■受付開始:8:00 ■開会式:9:00 ■つかみ取り開始:10:00(小雨決行) ※天候不良・河川増水、主催者が開催不可と判断した場合、中止となる可能性があります。	那珂川「鮎のつかみ取り」2026 Project	那珂川町	小川(舟戸)地区 那珂川右岸河川敷(那須郡那珂川町)・子供専用プール(未就学児専用)・那珂川河川内イケス(小学生以上) ※小学生、特に低学年の生徒には保護者等の付添いを原則とします。	那珂川町産業振興課商工観光係	0287-92-1116

～栃木県内のまつり・イベント情報～

8月11日(火・祝)9:25～15:00	山の日トレッキング～カクレた滝へ～	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月11日(火・祝)14:30～21:00 ※荒天時中止	やいたふるさとまつり2026	矢板市	長峰公園(矢板市中416-1)	やいたふるさとまつり実行委員会 担当 室井 拓也	E-mail: yaitafurusatomatsuri2026@gmail.com
8月14日(金) ■護摩供養3:00～ ■開始:4:00～	石尊山(せきそんさん)の梵天(ぼんてん)祭り	足利市	石尊山(足利市小俣町)	梵天講・講元(藍場様携帯)	090-9376-3017
8月14日(金)18:30～21:00	夜間臨時運行バスで行く! 奥日光ナイトサファリ	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月15日(土)※荒天の場合は8月16日(日)に順延 ■夏まつり: 9:00～21:00 ■市民花火大会:19:30～21:00	芭蕉の里くろばね夏まつり・市民花火大会	大田原市	那珂川河川公園(大田原市黒羽向町)※当日は会場周辺で交通規制を行います。	大田原市観光協会 黒羽商工会	0287-54-1110 0287-54-0568
8月15日(土)18:00～21:00 ※荒天中止	真岡の灯ろう流し	真岡市	行屋川水辺公園(真岡市台町4172-1)	真岡商工会議所青年部	0285-82-3305
8月17日(月)8:30～16:00	秘滝トレッキング・緑滝	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月17日(月)17:30～20:30 ※雨天順延(順延は翌日のみ)	灯ろう流し	足利市	渡良瀬川(中橋と田中橋の間北岸)	足利仏教和合会(幹事: 福厳寺)	0284-21-6990
8月17日(月)～18日(火) ■8月17日(月)8:30頃～17:00頃 ■8月18日(火)9:00頃～14:00頃	第76回日光東照宮剣道大会	日光市	日光東照宮武徳殿(日光市山内)	日光東照宮	0288-54-0560
8月22日(土)17:00～20:00 [予定]	二十三夜祭	日光市	追分地藏尊(日光市今市117)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
8月22日(土) ■第1部:18:30～ かんぴょう音頭 ※順延なし ■第2部:20:00～ 花火打上※花火の順延の場合は8月21日(金)16:00までに判断し、8月23日(日)へ順延。順延日が雨天でも実施。※8月22日(土)急な荒天の場合中止。順延なし。※都合によりスケジュールを変更する場合がありますので、予めご了承ください。	壬生ふるさとまつり	壬生町	壬生町総合公園陸上競技場(おもちゃ博物館東隣)(下都賀郡壬生町国谷783-1)	壬生町観光協会	0282-81-1844
8月22日(土)[予定]※荒天の場合8月23日(日)へ順延	もおか木綿踊り	真岡市	荒町本通り(真岡市荒町)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
8月22日(土)～23日(日)10:00～16:00	第19回かみのかわサンフラワー祭り	上三川町	上三川町農村環境改善センター南側グラウンド(河内郡上三川町上郷2140)	かみのかわサンフラワー祭り実行委員会(上三川町商工会内)	0285-56-2206
8月23日(日)9:00～[予定]	厄除け大わらじ奉納	日光市	浅間神社(日光市芹沼)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
8月23日(日)10:30～16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園(日光市瀬川844)	日光だいや川公園管理事務所	0288-23-0111
8月25日(火)9:30～14:30	湯導管の道を歩く	日光市	赤沼自然情報センター(集合場所)	栃木県立日光自然博物館	0288-55-0880
8月29日(土)※荒天の場合は9月5日(土)同時刻に延期 ■郷土芸能大会:16:30～ ■ふれあい広場(模擬店・お楽しみ抽選会):17:00～ ■オープニングセレモニー:18:00～ ■納涼盆踊り:18:30～ ■花火打ち上げ:19:30～20:20	尊徳夏まつりザ・ファイナル2026	真岡市	鬼怒川河川敷緑地公園(真岡市砂ヶ原1261) ※砂ヶ原橋下流左岸側	尊徳夏まつり実行委員会	0285-74-4666
8月29日(土)18:00～21:00 ■18:00～ ぶっつけ(お囃子) ■19:00～ はだかもみ ※「はだかもみ」参加希望者は、17:00までに境内で受付をいたします。(事前予約なし)	田野辺の天祭(てんさい)	市貝町	高竈(たかお)神社(芳賀郡市貝町田野辺582-1)	市貝町生涯学習課	0285-68-0020

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震は、最大震度 7 を観測し甚大な被害をもたらしました。県内でも、7 月 17 日から 18 日にかけて足利市を中心とした記録的豪雨により大きな被害が発生したばかりです。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、連日 40℃を超える酷暑の中、災害廃棄物の撤去・回収現場で作業してくださる方々へ心よりお礼申し上げます。我々産業廃棄物処理業界も、大規模災害時の災害廃棄物の処理が迅速かつ適正に行われるよう必要な支援を行って参りたいと思います。

一 事務局だより

☆ 7 月 2 日（木）

環境学習出前授業が、小山市の間々田小学校と下生井小学校において開催され、青年部員 11 名が参加しました。

☆ 7 月 3 日（金）

災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練が、栃木県庁において開催され、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 7 月 14 日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリッド形式で開催され、菊池会長が Web 会議にて出席しました。

☆ 7 月 28 日（火）

栃木県プラスチック資源循環推進協議会が、栃木県庁北別館において開催され、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 7 月 31 日（金）

青年部役員会及び全体会が、宇都宮市中央生涯学習センターにおいて開催され、臼井部長をはじめ 22 名が出席し、諸議題等について協議しました。